

## 第2期厚岸町地域公共交通計画の概要

### 1. 経緯

令和5年3月31日作成

令和5年4月21日公表

令和6年5月15日改訂

改訂理由：令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正に合わせる形で、地域公共交通計画における補助系統等の位置づけの補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）を受けたため

### 2. 厚岸町地域公共交通計画の区域

厚岸町全域

### 3. 厚岸町地域公共交通計画に関する基本方針

【基本方針】既存資源の活用により共に創り上げる持続可能な公共交通体系の構築  
・地域の足を支える公共交通の確保・維持について更なる検討を行うとともに既存の輸送資源（事業者・人材・車両等）を最大限活用しながら、町民協働のもとで効率的・効果的な公共交通体系の構築を図る。  
また、利用者にとって、利便性が高く、事業者・行政等の負担の少ない持続可能な公共交通ネットワークの確保・維持を実現していく。

### 4. 厚岸町地域公共交通計画の目標

- ① デマンドバスの路線数  
5路線（令和4年） ⇒ 5路線（令和9年）
- ② デマンドバスの利用者数  
804人（令和4年度） ⇒ 1,000人（令和9年度）
- ③ 市街地内の運行路線数（路線バス）  
1路線（令和4年） ⇒ 2路線（令和9年）
- ④ 市街地内を運行する路線バスの利用者数  
30,026人（令和4年度） ⇒ 30,100人（令和9年度）
- ⑤ 広域交通の便数  
24便（JR14便／バス10便）（令和4年度） ⇒ 24便（JR14便／バス10便）（令和9年度）
- ⑥ JR花咲線の利用者数

- 41,652人(令和4年度) ⇒ 41,700人(令和9年度)
- ⑦ 路線バス厚岸・釧路線の利用者数  
102,351人(令和4年度) ⇒ 102,400人(令和9年度)
- ⑧ 公共交通全体の収支  
29.5%(令和4年) ⇒ 29.5%(令和9年)
- ⑨ 公的資金投入額の推移  
約8,900万円(令和4年) ⇒ 約8,900万円(令和9年)

## 5. 事業の概要及び事業の実施主体

- ① 市街地の通院・買い物等の生活移動を支える交通手段の確保(実施主体:交通事業者)
- ② 郊外の生活の足を支える輸送資源の確保(実施主体:厚岸町(交通事業者への運行委託))
- ③ 夜間移動を支援する交通手段の確保(実施主体:厚岸町、交通事業者、関係団体)
- ④ 担い手不足に対応した取組の支援(実施主体:厚岸町、交通事業者)
- ⑤ 町内交通との連携による交通拠点における乗り継ぎ利便性の確保(実施主体:厚岸町)
- ⑥ 町内交通との一体的な利用促進の実施(実施主体:厚岸町)
- ⑦ 広域路線バスによるニーズに応じた運行の維持・改善(実施主体:厚岸町、交通事業者、町民)
- ⑧ JR花咲線の利用促進(実施主体:厚岸町、交通事業者)
- ⑨ 高齢者等が移動しやすい環境づくり(実施主体:厚岸町、交通事業者)
- ⑩ 輸送支援に包括的な情報発信(実施主体:厚岸町、民間事業者)
- ⑪ 継続的な住民との対話型の説明会等による情報提供と課題の抽出(実施主体:厚岸町、交通事業者、町民)
- ⑫ Ma a S等のICT技術を活用した取組の検討(厚岸町、交通事業者)

## 6. 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項

公共交通に係る各事業や取組の施策については、厚岸町・町民・交通事業者等で構成される「厚岸町地域公共交通活性化協議会」を通じて、施策の進捗状況、効果や妥当性の確認を行いつつ、P-D-C-Aマネジメントサイクルのもとで実行する。

具体的には、1年から2年の短期で実施状況の確認・評価を行い、必要に応じて事業や取組の内容を見直す。また、本計画で掲げた達成度評価指標の数値目標の評

価を5年後に実施し、計画全体の妥当性の確認と見直しの必要性について検証する。

#### 7. 計画期間

令和5年度～令和9年度（5年間）

#### 8. 法第6条に定める協議会の有無

- 「有」
- ・ 設立年月日：平成29年3月23日
  - ・ 名 称：厚岸町地域公共交通活性化協議会
  - ・ 構 成 員：別添のとおり

#### 9. 法第5条第10項に定められている関係者との協議

- ・ 協 議 の 場：厚岸町地域公共交通活性化協議会
- ・ 協議成立年月日：平成30年2月8日

#### 10. 法第5条第7項に定められている利用者の意見の反映

① 厚岸町地域公共交通活性化協議会に以下の団体から代表者が委員として参画し、計3回にわたって協議会で議論を行った。

- ・ 厚岸町自治会連合会
- ・ 厚岸町老人クラブ連合会
- ・ 厚岸町女性団体連絡協議会
- ・ 厚岸町商工会
- ・ 厚岸町観光協会
- ・ 宮園鉄北自治会
- ・ 奔渡自治会
- ・ 太田自治会
- ・ 若松自治会
- ・ 床潭自治会
- ・ 尾幌自治会

② 地区を代表する各自治会長とバス利用者を対象として、公共交通に関するアンケート調査を行った。

#### 11. その他

① 法第7条による提案の有無について

「無」

② 国の支援制度の活用について

- 平成30年10月1日から町内郊外部と市街地を結ぶデマンドバスの運行開始を予定しており、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用している。
- デマンドバスの運行開始に合わせ、車両を購入したため車両減価償却費等国庫補助金の活用している。